１．障害者手帳について

（１）身体障害者手帳

【担当】室蘭市役所 障害福祉課　TEL 25-1155

●身体障害者手帳は、身体に障がいのある人が、さまざまな制度やサービスを利用するために必要な手帳です。
●障害の程度によって１級から７級までに区分されます(手帳の交付対象は１級から６級まで)。
●交付を受けた後、障害程度に変化があった場合などには再交付を受けることができます。
※各種手続きにはマイナンバーカードなどの個人番号確認書類をお持ちください。

手　続　き	必　要　な　も　の
１．新規申請	交付申請書、写真[注1]、指定医師の診断書[注2]
２．手帳の紛失、破損	再交付申請書、写真[注1]、（破損の場合）手帳
３．障害程度の変更、障害名の追加	再交付申請書、写真[注1]、指定医師の診断書[注2]、手帳
４．氏名・住所変更	手帳関係届出書、手帳 （先に、戸籍住民課 または 蘭東支所(東室蘭駅内)で住民票の氏名・住所変更手続きが必要です。）
５．手帳の返還 （死亡、障害の消失・程度変更）	手帳関係届出書、手帳
６．市外転出	転出先の市町村で必ず手続きしてください。

（２）療育手帳

【担当】室蘭市役所 障害福祉課　TEL 25-1155

●療育手帳は、知的障がいのある人が一貫した療育・援護を受け、さまざまな制度やサービスの利用をしやすくすることを目的にしています。
●障害の程度によって、Ａ（最重度・重度）、Ｂ（中度・軽度）に区分されます。
●交付を受けた後、障害程度に変化があった場合などには再交付を受けることができます。
●手帳の交付を受けるには、以下の判定機関で判定を受けることが必要です。
・１８歳未満の人：室蘭児童相談所（TEL 44－4152）
⇒判定を受けるにあたっては事前に児童相談所へご相談ください。
・１８歳以上の人：北海道立心身障害者総合相談所（室蘭市役所 障害福祉課　TEL 25-1155）
⇒判定を受けるにあたっては事前に室蘭市役所 障害福祉課までご連絡ください。
※各種手続きにはマイナンバーカードなどの個人番号確認書類をお持ちください。

手　続　き	必　要　な　も　の
１．新規申請	交付申請書、写真[注1]、特別児童扶養手当・障害年金の記号および番号がわかる書類（受給中の場合のみ必要となります。）
２．手帳の紛失、破損	再交付申請書、写真[注1]、（破損の場合）手帳
３．障害程度の変更	再交付申請書、写真[注1]、手帳
４．氏名・住所変更	記載事項変更届、手帳 （先に、戸籍住民課 または 蘭東支所(東室蘭駅内)で住民票の氏名・住所変更手続きが必要です。）
５．手帳の返還 （死亡、障害の消失・程度変更）	返還届、手帳
６．市外転出	転出先の市町村で必ず手続きしてください。

（３）精神障害者保健福祉手帳

【担当】室蘭市役所 障害福祉課　TEL 25－1155

●精神障害者保健福祉手帳は、精神障がいのある人が、さまざまな制度やサービスを利用するために必要な手帳です。
●障害の程度によって、１級から３級までに区分されます。
●交付を受けた後、障害程度に変化があった場合などには再交付を受けることができます。
●有効期間は２年間で、有効期限の３か月前から継続申請ができます。
　※各種手続きにはマイナンバーカードなどの個人番号確認書類をお持ちください。

手　続　き	必　要　な　も　の
１．新規申請	交付申請書、写真[注1]、 指定医師の診断書[注2]（または障害年金証書[注3]および直近の年金振込通知書[注3]）
２．更新申請	交付申請書、写真[注1 注4]、 指定医師の診断書[注2]（または障害年金証書[注3]および直近の年金振込通知書[注3]）
３．手帳の紛失、破損	手帳（破損のみ）、写真[注1]
４．障害程度の変更	手帳、写真[注1]、 指定医師の診断書[注2]（または障害年金証書[注3]および直近の年金振込通知書[注3]）
５．氏名・住所変更	記載事項変更届、手帳 （先に、戸籍住民課 または 蘭東支所(東室蘭駅内)で住民票の氏名・住所変更手続きが必要です。）
６．手帳の返還 （死亡、障害の消失・軽減）	手帳
７．市外転出	転出先の市町村で必ず手続きしてください。

（注１）写真については下記の点を満たしたものをご用意ください。
・１年以内に撮影されたもの
・帽子やサングラス、マスクをつけていないもの
・単独で写っているもの
・正面を向いて写っているもの
・大きさは縦４㎝×横３㎝のもの

（注２）診断書の提出にあたっては、手帳の種類に応じて下記の点にご注意してしてください。
・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳の申請手続きにかかる診断書は作成日から３カ月以内に提出してください。
・精神障害者保健福祉手帳の申請手続きにかかる診断書は初診日から６か月以上経過した日以後に作成されたものを提出してください。

（注３）いずれか一つのみでも手続き可能です。

（注４）更新・有効期限の欄に更新後の有効期限を記載できる欄があれば不要です。

「ミライロＩＤ」とは？

株式会社ミライロが提供するスマートフォン用アプリケーションです。お持ちの障害者手帳の情報をアプリケーションで撮影し、必要事項を登録します。

登録が完了すると、障害者手帳の情報をスマートフォン上に表示し確認することができるようになるほか、生活に役立つ情報やクーポンの配信などがなされるようになります。

詳しくは、ミライロＩＤのホームページをご確認ください。